特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 杉戸町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質 物質			報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
1	ш.,			順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	4	4	107,000	6	0	0	107,000
1	80	キシレン	5	2	468,500	2	0	0	468,500
1	82	銀及びその水溶性化合物	1	11	560	17	560	0	0
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン 酸塩を除く。)	1	11	860		860	0	0
1	281	トリクロロエチレン	2	8	5,330	12	5,330	0	0
1	300	トルエン	6	1	1,012,290	1	2,290	0	1,010,000
1	308	ニッケル	1	11	5,800	11	5,800	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	14,000	9	7,700	5,800	0
1	392	ヘキサン	4	4	337,000	4	0	0	337,000
1	400	ベンゼン	4	4	62,000	7	0	0	62,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	5,100	13	0	0	5,100
1	438	メチルナフタレン	1	11	800	16	800	0	0
1	674	テトラヒドロフラン	2	8	2,220	14	2,220	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	5	2	457,000	3	0	0	457,000
1	731	ヘプタン	4	4	128,000	5	0	0	128,000
3	2	塩素	1	11	6,000	10	6,000	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	22,200	8	22,200	0	0
		合計	_	_	2,634,660	_	53,760	5,800	2,574,600

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 :事業所において事業活動に伴い使用した量 製造量 :事業所において製造した量

取り扱う量:事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に

移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。 報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。